

第31期東京都青少年問題協議会 第2回専門部会（若者支援部会）講演レジュメ

平成29年9月5日

## 困難を有する若者の自立支援における地域連携の実態と課題

社会福祉法人カリヨン子どもセンター

理事長 坪井 節子(弁護士)

### 1 カリヨン子どもセンターの活動

#### ①目的 子どもの権利保障を基軸とした、多機関連携による子ども支援

- ・子ども担当弁護士の選任による、子どもの意見尊重。
- ・子どもの居場所を中心として、児童相談所、家庭裁判所、保護観察所、医療、心理、雇用、教育などの多機関と連携をはかる。

資料 「響きあいの10年」記念誌 P27～33 参照

- ・子どもと担当弁護士、常駐スタッフ、関係機関が参加するケース会議の重要視。

#### ②子どもシェルター（女子用6名・男子用6名）

NPO活動による10代の子どもの緊急避難場所

2011年、児童自立援助事業の特別形態として認可される。

資料 記念誌 P34～40 参照

#### ③自立援助ホーム（女子用6名・男子用6名）

児童福祉法「児童自立生活援助事業」

長期的（最長22歳まで）の就労、通学支援を通じた自立支援

#### ④法人設置型ファミリーホーム（女子用5名）

精神科入院、妊娠など、医療的ケアを必要とする子どもの生活支援

#### ⑤カリヨンハウス

遊び、文化芸術スポーツ、リラクゼーション、カウンセリング、学習

#### ⑥子ども支援金

通学、進学、資格取得のための経済的援助

#### ⑦子どもシェルター全国ネットワーク会議によるシェルターの展開

### 2 カリヨン子どもセンターの活動から見てきた若者支援の課題

#### ①社会的養護を必要とする若者層への支援の仕組みの圧倒的不足

- ・18歳未満の子どもは、児童福祉法に基づく施設・里親委託、医療、教育支援など支援がかなり充実してきた。
- ・18歳以上の子どもについては、18歳以前から措置されている子どもの支援は改善されつつあるが、18歳を超えて、社会的養護にアクセスしてきた子

もについては、かろうじて自立援助ホーム委託があるだけ。

・20歳を超えると、児童福祉のような、居住場所を拠点とし、常駐生活支援者を前提とした手厚い支援制度がなくなる。

⇒生活保護 就労可能性のある若者については、なかなか支援を受けられない。

また社会的自立をめざす途上にある若者には、適切とはいえない。

⇒女性保護 配偶者DVが理由でない場合には、なかなか支援を受けられない。

⇒障害者自立支援 障害の程度が軽度の場合、実効的な支援とならない。

⇒困窮者自立支援 どれだけ個人のニーズに寄り添った支援が可能か未知数。

若者からのアクセスの困難。

## ②地域における支援機関に関する情報収集の困難

生活拠点、日常的な相談相手、昼間の居場所

就労、医療、金銭管理、食事・家事援助、教育、

子どもが暮らす地域で、行政、NPOによる、どのような支援があるのか。

支援を受けるためのアクセスは、どうしたらいいのか。

複数の支援を組み合わせるために、どのように連携したらいいのか。

支援がうまくいかなかった場合には、どうしたらいいのか。

## 3 若者支援体制の構築に向けて

### ①生活拠点の提供

維持運営は困難であるが、若者向け、相談者常駐シェアハウスのような構想。

### ②個別サポーターの必要性

子ども担当弁護士や、社会福祉士などが、継続的に若者支援を行える体制づくり。

### ③地域支援の情報を集約し、提供できる窓口の必要性

子ども、若者の自立支援の経験がある人で、かつ地域の関係機関開拓に熱意のある人が、ある程度長期間にわたり、要となって活動する体制づくり。

### ④個別ケースを通じて、関係機関連携をはかる必要性

かなり地域に定着し、活動基盤のできてきた要保護児童対策協議会をベースに、若者支援をメインとした、子ども若者支援協議会の活動を構想できないか。

子ども家庭支援センターの活動をベースに、支援を必要とする若者のケース会議のコーディネートを担う人、部署はどこか。